

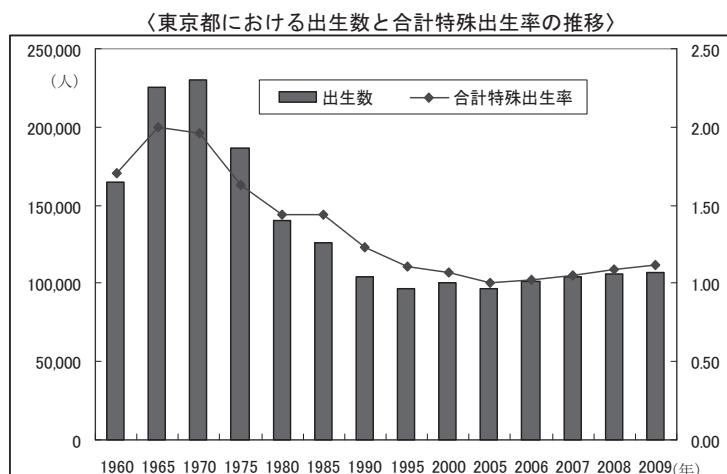
第1 子供が健やかに生まれ、育まれる社会 を目指します

<子供家庭分野>

(子供家庭を取り巻く状況)

- 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大しています。また、産業構造、就業環境の変化により、就業形態が多様化し、子育て家庭のニーズが複雑化しています。特に、東京のような大都市では、このような状況が顕著になっています。

- 同時に、少子化が急速に進行しています。合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録しました。平成21年には1.12まで増加していますが、依然として低水準で推移しています。



- 少子化の背景には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあると言われていますが、もとより、結婚や出産は個々人の価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありません。
- しかし、いかなる時代にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

(都の取組)

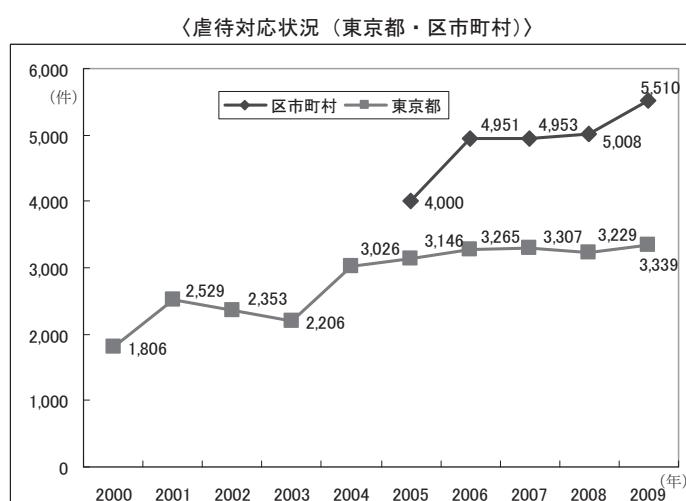
- 平成17年4月、都は「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（計画期間：平成17～21年度）を策定し、子供と家庭の健やかな暮らしのために様々な施策を開いてきました。
- その成果やこの間の社会情勢の変化などを踏まえ、平成22年4月、平成22年度から平成26年度までを計画期間とする「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」を策定しました。

次世代育成支援東京都行動計画（後期） 5つの目標

- ・地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
- ・仕事と家庭生活との両立の実現
- ・次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
- ・特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
- ・子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

- また、平成 21 年7月に「少子化打破・緊急対策本部」を設置し、保育、医療、雇用、住宅など、これまで別個に展開されてきた施策を束ね、各分野の施策に横串を通すとともに、新たな発想に立って、子育て家庭が選択できるサービスの拡充に向けた検討を進め、平成 24 年度までの3か年で集中的に取り組む「少子化打破」緊急対策を、平成 22 年1月に取りまとめました。
- これらの計画に基づき、保育サービスの拡充に努めた結果、平成 22 年4月の都内の保育サービス定員は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業をあわせ、前年から 8,538 人増加し、194,849 人となりました。
その一方で、待機児童数は、前年と比べ 496 人増加し、都全体で 8,435 人となっています。待機児童の解消に向けて引き続き保育サービスの拡充を図っていくことが必要です。

- 児童相談所における平成21年度の児童虐待対応件数は3,339件、子供家庭支援センターにおける児童虐待対応件数は、5,510件となっており、それぞれ前年度と比べ 110件、502件の増なっています。



- これは、地域や関係機関の児童虐待への認識が高まったあらわれとも言えますが、早期発見と未然防止の取組強化がなお一層求められています。

- 虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援などに至るまで、学校・幼稚園・保育所や、先駆型をはじめとした子供家庭支援センター、保健所・保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じて適切に取り組むことが重要です。

(国の動向)

- 平成22年1月、国は、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」を設置しました。同年4月には「子ども・子育て新システムの基本的方向」を、6月には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を策定しました。その後、9月には同検討会議作業部会のもとに3つのワーキングチーム*が設置され、検討が進められています。

* 3つのワーキングチーム：「基本制度ワーキングチーム」、「幼保一体化ワーキングチーム」、「子ども指針（仮称）ワーキングチーム」

- 平成22年10月には、待機児童解消を目指す「子ども・子育て新システム」の前倒し実施について検討する「待機児童ゼロ特命チーム」が新たに設けられ、11月に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」が取りまとめられました。

【平成23年度の取組】

- このようなことを踏まえ、平成23年度においては以下の取組を推進します。

- 1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを推進します**
- 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します**
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します**

1 子育てと仕事の両立に向け、保育サービスを推進します

保育所待機児童の解消に向けて、多様な保育サービスを組み合わせることにより、平成22年度からの5か年で保育サービス利用児童数を35,000人増加します。

主な事業展開

- | | |
|---|------------------|
| ④○ 待機児童解消区市町村支援事業 | 2,000 百万円 |
| ・ 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2歳児の定員拡充につながる取組をさらに加速させます。
[補助率 1/2 (重点支援 3/4 等)] | |
| ④○ 認証保育所事業 | 2,798 百万円 |
| ・ 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、零歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。 | |
| ④○ 保育所の施設整備費の支援による設置促進 | 5,851 百万円 |
| ・ マンション等併設型保育所設置促進事業
賃借物件の改修経費等を補助することにより、大規模マンション等に併設する認可保育所の設置を促進します。
[(規模) 13施設 (負担割合) 国 1/2、区市町村 1/4、設置者 1/4] | 148 百万円 |
| ・ 保育所緊急整備事業
保育所の新設、増改築等による整備を支援します。
[(負担割合) 国 1/2、区市町村 1/4、設置者 1/4] | 5,703 百万円 |
| ④○ 定期利用保育事業 | 300 百万円 |
| ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。 | |
| ④○ 定期借地権利用による認可保育所の整備促進 | 74 百万円 |
| ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の1/2を補助することにより、認可保育所の設置促進を図ります。 | |
| ○ 都有地を活用した保育所の設置促進 | — |
| ・ 都有地の減額貸付けを行い、保育所の設置促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。 | |

⑥○ 家庭的保育事業	617 百万円
<ul style="list-style-type: none"> 保育を要する乳児又は幼児の保育について、知識及び経験を有する方（家庭的保育者）が自宅等で保育を行う家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。 家庭的保育者が補助員を雇用する際に必要な経費を支援し、保育の質の確保及び家庭的保育事業の定員拡大を図ります。 複数の家庭的保育者が同一建物内等で相互支援を行いながら保育を行うモデル事業を実施します。 	
[2施設 平成22～23年度までの2年間]	
⑦○ 認定こども園の設置促進	包括補助
<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の設置を促進するため、経営コンサルタントの活用や経営セミナーの開催など、各園の状況に応じたきめ細かな支援を区市町村が実施できるよう支援します。 	
[補助率 10/10（子供家庭支援区市町村包括補助事業）]	
⑧○ 保育人材確保事業	83 百万円
<ul style="list-style-type: none"> 保育士OB等の有資格者に対して、再就職支援研修・就職相談会を一体的に実施するとともに、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行う「保育士再就職支援コーディネーター」を活用することで保育人材の確保を図ります。 	
[規模 5回×100人]	
<ul style="list-style-type: none"> 保育士資格を有しながら、民間企業での勤務など多様なキャリアを有する人材の活用を促進するため、保育所勤務未経験者向け研修や現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。【新規】 	
[規模 10回×40人]	
⑨○ 認証保育所等運営指導・研修の充実	25 百万円
<ul style="list-style-type: none"> 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用し、開設後早期に運営指導を行います。 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修等を実施し、保育の質の向上を図ります。 	
⑩○ 事業所内保育の推進	490 百万円
<ul style="list-style-type: none"> 企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、事業所内保育施設を設置する企業等を支援します。 	
[平成24年度までに150事業所]	
⑪○ 病児・病後児保育事業の充実	包括補助
<ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育ネットワーク事業 病児対応型施設を核に、施設の利用や保育スタッフの派遣、看護師の巡回等をコ 	

ディネートして症状に応じた最適なサービスを提供する病児・病後児保育ネットワークの構築を支援します。

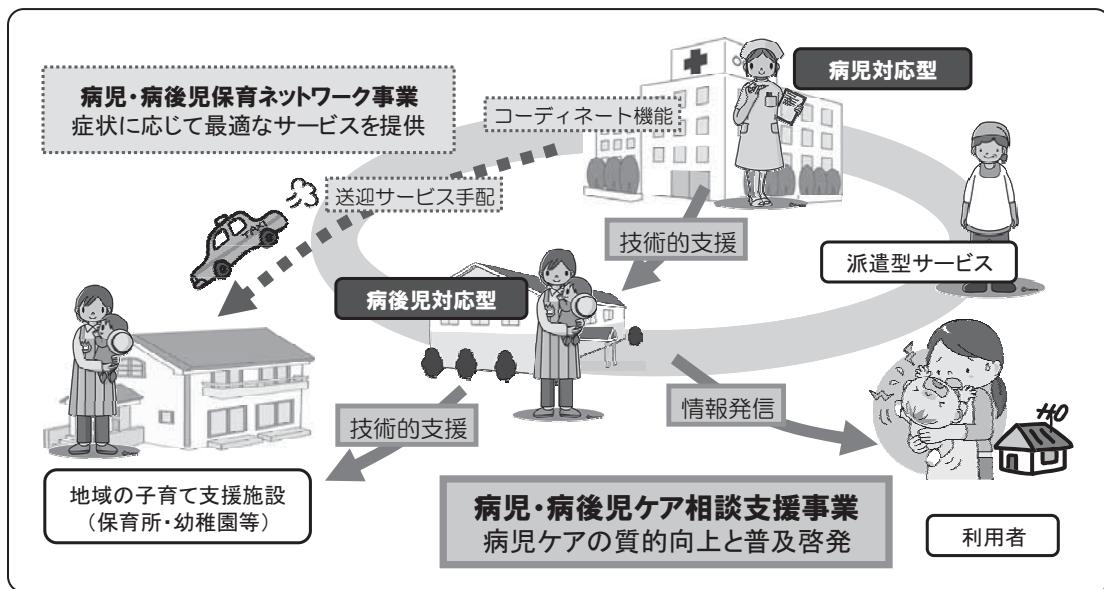
[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

・ 病児・病後児ケア相談支援事業

病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行います。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

＜病児・病後児保育事業イメージ＞



⑩ 都型学童クラブ運営費補助

1,102 百万円

- 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。新たに学校内に設置する場合は一定期間補助率を引き上げることで、学校内設置を促進します。

[（負担割合）都 1/2、区市町村 1/2 ただし、新たに学校内に設置した場合は平成 24 年度まで都 3/4]

2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を 推進します

～社会全体で子育て家庭を応援する取組～

安心・安全に毎日の子育てができるよう、子育て家庭を支援するためのサービスや環境づくりを進め、社会全体で子育て家庭を応援していきます。

主な事業展開

○ 妊婦健診の充実

2,980 百万円

- 区市町村が行う妊婦健診事業にかかる費用の一部を補助することにより、妊娠中の方への健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。

[公費負担回数 14 回]

④○ 地域子育て支援拠点整備費補助事業

16 百万円

- 子育て相談、子育てサークルなどを実施し、地域における子育て支援の中心となる施設の整備を支援します。さらに、一時預かり事業を実施する施設整備については補助率を引き上げ、在宅で子育てをする家庭への支援を推進します。

[補助率 1/2 一時預かり事業を実施する施設については平成 24 年度まで 3/4]

④○ 「子育て応援とうきょう会議」の取組

48 百万円

- 企業や NPO、大学、行政など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」が実施・運営するフォーラムやホームページなどを通じて、企業における働き方の見直しや子育て家庭に対する情報発信の取組等を進め、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支援する気運を一層高めていきます。

○ 地域子育て創生事業

3,200 百万円

- 地域で子育て支援を行う NPO 法人等の活動の立上げ支援など、区市町村が行う地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に対して支援し、すべての家庭が安心して子育てができるような環境整備を行います。

[都道府県知事が必要と認めた額を定額で補助]

3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

～要支援家庭の早期発見により子供たちの健やかな成長を守る～

児童虐待などにより家庭で暮らせない子供たちが増えていることから、児童養護施設など社会的養護の受入体制を充実し、きめ細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭に対する就労促進策を拡充し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

○ 区市町村の虐待対応力向上支援【新規】

包括補助

- 先駆型子供家庭支援センターに虐待対策コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化を図るとともに、児童人口に応じた虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ 区市町村相談対応力の強化

包括補助

- 子育てにかかわる相談を担う子供家庭支援センターの対応力をより一層強化するため、専門的な見地から助言・指導を行うスーパーバイザーを活用する区市町村を支援するとともに、身近な支援拠点である子育てひろばの体制等を強化します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ 子育てスタート支援事業

包括補助

- 家族等から出産後のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、病産院での分娩退院後一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うことで子育てを支援するとともに、サポート体制を確立することにより、虐待の未然防止を図ります。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ 医療機関における虐待対応力強化事業

3百万円

- 医療機関に院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

④○ 子ども家庭総合センター（仮称）の整備 756 百万円

- ・ 児童相談所の機能を充実強化するとともに、福祉保健、教育、警察が連携し、親と子を総合的に支援する拠点として子ども家庭総合センター（仮称）の整備を進めます。

[平成 24 年度 開設予定]



<子ども家庭総合センター（仮称）完成イメージ>

○ 児童相談所一時保護所の充実 813 百万円

- ・ 墨田児童相談所の移転改築や立川児童相談所の一時保護所の移転改築により、一時保護所の整備を着実に進めます。[立川：平成 24 年度 墨田：平成 25 年度 開設予定]

④○ 児童養護施設の治療的・専門的支援体制の強化 662 百万円

- ・ 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の規模を拡大するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き続き機能の充実を図ります。[専門機能強化型児童養護施設 39 か所]

④○ 児童養護施設等の人材育成 8 百万円

- ・ 虐待を受けた子供等に対する対応力を強化するため、研修カリキュラムや人材育成モデルの研究・開発を行います。

○ 児童養護施設等生活向上のための環境改善事業 45 百万円

- ・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。

④○ 治療的ケア施設のあり方の検討 1 百万円

- ・ 生活支援・教育・治療を総合的に提供し、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の治療的養育・ケアを行う新たな治療的ケア施設について検討を行います。

○ ひとり親家庭等に対する就業支援 829 百万円

- ・ ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 510 百万円
ひとり親等を対象とした在宅就業支援拠点（「はあと立川」）を設置し、在宅就業情報収集・発信、仕事と家庭の両立にかかる専門相談や職業能力開発を行います。また、在宅就業に向けた能力開発や仕事斡旋等を行う区市を支援します。[実施主体 都・区市]

○ ひとり親家庭等に対する就業支援 289 百万円

- ・ 母子家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給して母子家庭の自立促進を行う区市を支援します。

○ ひとり親家庭等就職コーディネート事業 30 百万円

- ・ 別就業相談窓口「T-hop」を設置し、就職前後のフォローをきめ細かく行うとともに、必要に応じて戸別訪問等を行い、ひとり親の社会的自立を促します。